

2012年3月29日

～ 20歳代の女性社員を対象とした受診促進策 ～ 「子宮頸がん検診」受診費用の支給制度を開始

アフラック（アメリカンファミリー生命保険会社、日本における代表者・社長：外池 徹）は、がん啓発活動の一環として、社員の「子宮頸がん検診」の受診を促進するため、2012年4月より、20歳代の女性社員を対象に、自主検診による費用（実費）を支給する制度を開始します。

働き盛り世代のがん罹患が企業でも問題視され始めるなか、国のがん対策では、がんの早期発見のため、「5がん検診※¹」（肺がん・胃がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がん）の受診率向上が掲げられています。

アフラックではこれまで、がん保険のパイオニアとして社内外を問わずさまざまながん啓発活動に取り組んでおり、当社健康保険組合では30歳代以上の社員や家族を対象に、上記5がん検診を含む健診制度を設けるなど、国の推奨を超えるがん対策を実施しています。

さらに今般、20歳代の女性社員を対象に子宮頸がんの自主検診による受診を積極的に促進すべく、検診費用の実費を支給する制度を新たに設けました。

これにより、20歳代では検診受診率が17.7%※²に留まっている子宮頸がんに対する社員の意識向上および検診率の向上を目指します。

※1：子宮頸がんのみ20歳以上が対象、その他は40歳以上が対象

※2：子宮頸がんから女性を守るための研究会（2008年『子宮頸がん検診に関する報告書』）より

■ 子宮頸がん検診の費用支給制度（概要）

【対象年齢】20歳代（23歳・27歳・29歳）の女性社員

※がん対策指針では、視診・細胞診・内診を20歳以上の女性が2年に1回受診することが奨励されているため、上記年齢設定としています。なお、25歳については、国（厚生労働省）や自治体による無料クーポンの利用を推奨しています。

【対象期間】毎年4～9月の半年間

【支給方法】対象年齢の女性社員本人が、任意で医療機関で子宮頸がん検診を受診した場合、かかった検診費用を給与振込みにより支給
（上記対象期間に受診した検診1回限り、10,000円を上限に支給）

当社では今後も、社員のがん検診受診率の向上はもとより、がんになっても安心して暮らせる社会の実現に向けて、社内外への啓発活動に努めていきます。